

障害福祉サービス・制度のお知らせ

障がいのある方の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。

(主なものを掲載しておりますが、ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。



■手帳制度

手 身 体 障 害 者 帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者。
	内 容	障害の程度により、手帳の等級には1級から6級までの区分があります。
療 育 手 帳	対象者	函館児童相談所（18歳未満）または、北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障害者と判断された者（知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者）。
	内 容	I Q等の判定により、A（重度）またはB（中、軽度）の区分があります。
精神 保 健 福 祉 手 帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内 容	障害の程度により手帳の等級には1級から3級までの区分があります。手帳の有効期限は交付から2年間で、更新が必要な時には、有効期限が切れる3か月前から更新申請ができます。

■障害者総合支援法

サ 障 害 福 祉 服 務	内 容	身体・知的・精神に障害のある者（手帳所持者）、または難病等にかかるおり一定の条件を満たす者に対して、居宅介護・施設等への入所・通所による訓練等のサービス（介護保険制度が優先となります）。
医 自 立 支 援	内 容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。

■補助具の購入・修理

対象者	身体障害手帳の交付を受けている者、または難病等にかかるおり一定の条件を満たす者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者（介護保険制度が優先となります）。
種 類	聴覚障害：補聴器、視覚障害：眼鏡、盲人安全つえ等 肢体不自由：義肢、装具、車いす等